

# 第1章 指針改定にあたって

## 1 指針改定の趣旨

本市では、人権施策に対する市の基本理念や方向性を明確にするため、平成23(2011)年3月に「瑞浪市人権施策推進指針(計画期間:平成23年度~令和2年度)」を、また同時に、指針を計画的かつ効果的に具現化するための手立てとして、「瑞浪市人権施策推進行動計画(前期/平成23年度~平成27年度)(後期/平成28年度~令和2年度)」を策定し、人権教育・啓発に取り組んできました。

人権問題をめぐる状況は、今後ますます複雑・多様化することが予想され、一人ひとりの不断の努力によって、人権が尊重される社会を築くことが重要になります。「瑞浪市人権施策推進指針」策定以降の社会情勢等の変化や、令和元(2019)年に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果等も踏まえ、令和3(2021)年度からは、現在の指針を継承・発展させた「第2次瑞浪市人権施策推進指針」に沿って、人権施策を総合的かつ効果的に推進するものとします。

## 2 基本的な考え方

人権とは、すべての人が生まれながらにして持っているかけがえのない、普遍的に遵守されるべき基本的権利です。

世界人権宣言では、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と規定があり、基本的人権尊重の原則が定められています。

また、我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもと、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

しかしながら、今日においても依然として家庭、地域社会、学校、職場などの社会生活の中で、身体や生命の安全に関わる事件や、人種、信条、性別、社会的身分などによる不当な差別をはじめ、多種多様な人権侵害が存在しています。また、少子高齢化、情報化、国際化などの進展や価値観の変化に伴い、新たに対応すべき人権課題として、インターネットによる人権侵害、感染症患者や性的マイノリティ<sup>※</sup>への偏見や差別等が生じており、全国的にも人権問題として関心が高まっています。

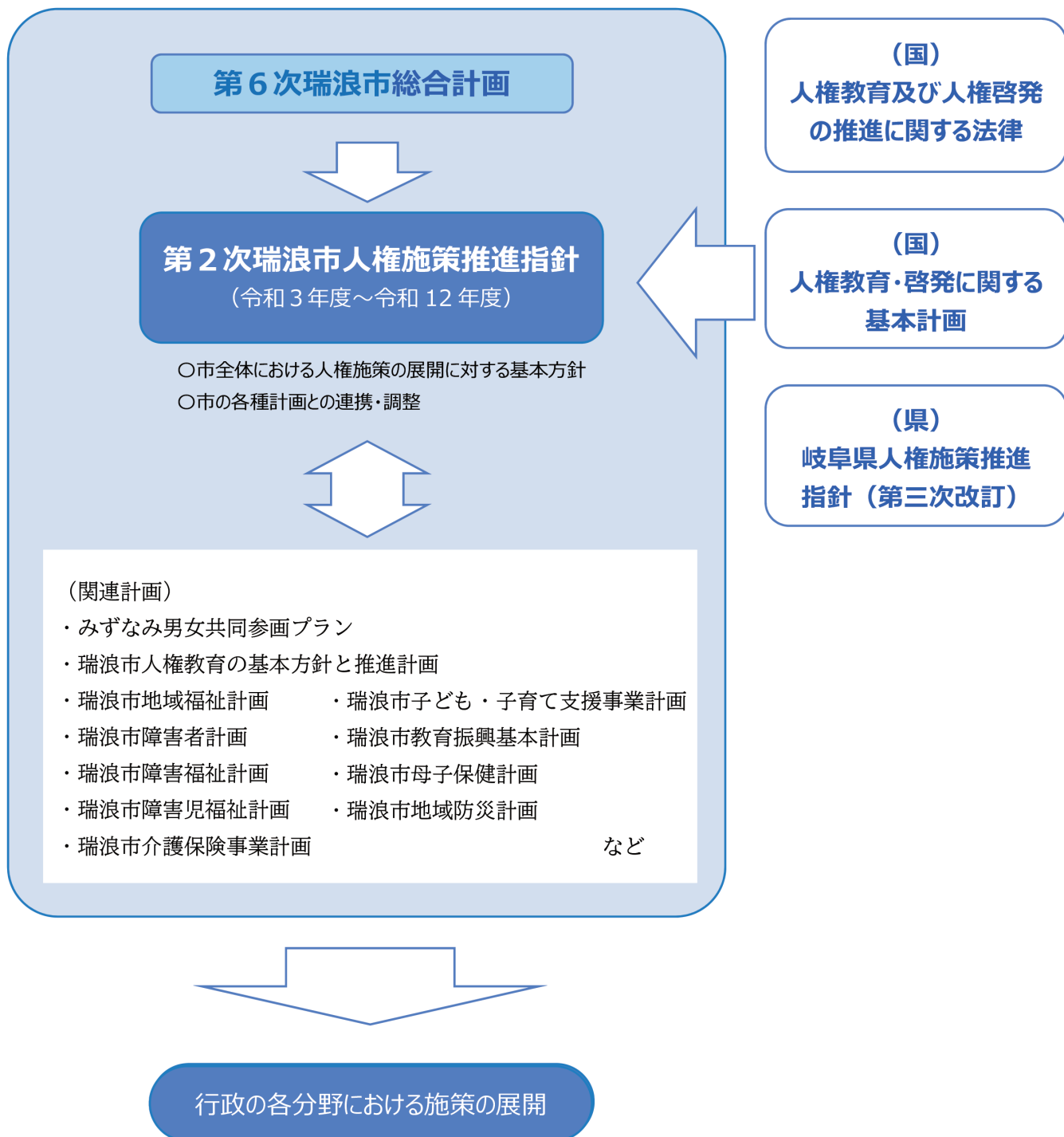
こうした状況を踏まえ、本指針では、市民一人ひとりが人権について正しく理解することで、他者の人権も尊重し、共存していくことの重要性を啓発していくとともに、差別の根底にある偏見をなくす教育活動を推進することで、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指します。

### ※性的マイノリティ

同性愛者や両性愛者、こころの性とからだの性が一致しない人等の性的少数者をいう。

### 3 指針の位置づけ

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定されている地方公共団体の責務に基づいています。策定にあたっては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や「岐阜県人権施策推進指針 第三次改訂」、人権に関する諸法令の他、「第6次瑞浪市総合計画」等の市の関係計画との整合性を図りながら、関係団体や関係機関と連携し、施策を推進します。



## 4 指針の期間

「第2次瑞浪市人権施策推進指針」は、現在の「瑞浪市人権施策推進指針」及び「瑞浪市人権施策推進行動計画」の考え方や取り組み内容を継承しますが、「指針」に「行動計画」を内包させた一体型の指針とします。本指針の推進期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間です。令和7（2025）年度には、実施状況の把握と検証を行い、中間見直しを行います。

(年度)

平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 令和1 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
瑞浪市人権施策推進指針 平成23年度～令和2年度				第2次瑞浪市人権施策推進指針 令和3年度～令和12年度										
瑞浪市人権施策推進行動計画（後期） 平成28年度～令和2年度				中間見直し										

